

道立特別支援学校高等部の在り方に関する報告

平成27年2月

道立特別支援学校高等部の在り方検討会議

目 次

	はじめに	1
I	知的障がい	2
II	視覚障がい	6
III	聴覚障がい	7
IV	肢体不自由	8
V	病弱	9
	おわりに	10

1 道立特別支援学校高等部の在り方検討会議の設置について

知的障がい特別支援学校高等部については、これまで、生徒一人一人が、できる限り身近な地域において、その障がいの程度や状態などに応じた適切な学科に進学できるよう、必要な間口の確保はもとより、職業学科の設置や入学者選考の改善等が行われてきた。

こうした中、近年においては、必ずしも、身近な地域に存する学校に進学できない事例や障がいの程度に応じた学科選択が行われない事例等が生じてきており、設置学科の見直しをはじめ、学区制の導入や入学者選考の改善など、特別支援学校高等部の在り方を総合的に検討する必要性が指摘されている。

こうした課題の解決に向け、平成25年10月、道教委により、「道立特別支援学校高等部の在り方検討会議」（以下「在り方検討会議」という。）が設置された。

本会議は、直接、生徒の指導や支援に当たる保護者や教育関係者をはじめ、卒業後の就労や支援にかかわる関係機関の職員などからの幅広い意見等を参考とするため、次のような委員構成とされた。

また、検討に当たっては、知的障がい特別支援学校高等部に係る課題解決の方策の検討を主としつつ、他の障がい者を教育する高等部の今後の方向性に係る基本的な考え方についてもとりまとめることとされた。

道立特別支援学校高等部の在り方検討会議委員

- ①北海道特別支援学校長会 ②特別支援学級設置学校長協会 ③特別支援学校PTA連合会
④保護者団体 ⑤事業所関係者 などの代表者

2 在り方検討会議の検討内容について

(1) 知的障がい特別支援学校高等部

知的障がい特別支援学校高等部については、次の内容について検討を行った。

- 職業学科と普通科の在り方について
- 学科の配置の在り方について
- 入学者選考の在り方について

(2) 知的障がい以外の障がい者を教育する特別支援学校高等部

知的障がい以外（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱）の障がい者を教育する特別支援学校高等部については、それぞれの現状と課題について整理し、今後の方向性に係る基本的な考え方について検討を行った。

3 在り方検討会議及びワーキンググループ（WG）会議の検討経過について

日 時	会 議	主 な 協 議 内 容
H25. 10. 15	第1回	・会議設置の趣旨説明、検討内容及びスケジュール 等
	第1回WG	・知的障がい特別支援学校に係る検討課題について ・今後のスケジュールについて
H25. 11. 18	第2回WG	・検討内容に係る予想効果と課題の整理について ・普通科コース制について
H25. 12. 16	第3回WG	・高等部のデザイン（案）について ・普通科コース制について
H26. 1. 16	第4回WG	・検討経過報告（案）について
H26. 1. 24	第2回	・検討経過報告（案）について
H26. 3. 20	第3回	・検討経過報告（案）について
H26. 9. 17	第5回WG	・知的障がい特別支援学校高等部の新しい形（たたき）について
H26. 10. 22	第4回	・知的障がい特別支援学校高等部の新しい形（たたき）について
H27. 1. 20	第5回	・道立特別支援学校高等部の在り方検討会議報告書（案）について

1 本道の知的障がい特別支援学校高等部について

(1) 高等部の概要

本道の知的障がい特別支援学校高等部については、昭和40年に白樺養護学校（昭和56年度、白樺高等養護学校に校名変更。）が初めて設置された。その後、生徒の職業自立を目指した職業学科を設置する高等養護学校が順次整備され、生徒の一般就労など職業自立、社会自立に向けた実践に取り組んできた。

これらの高等養護学校では、平成3年度から、「障がいの程度が比較的軽い生徒を対象とする学科（以下「比較的軽い学科」という。）」と「障がいの程度が比較的重い生徒を対象とする学科（以下「比較的重い学科」という。）」が設置され、2つの学科区分による受入体制の整備により、生徒の障がいの程度等に応じた教育が推進されることとなった。

また、平成10年度からは、特別支援学校中学部から高等部への進学を望む多くの生徒たちにも教育の機会を広げるため、小・中学部設置校に高等部（「障がいの程度が重い生徒を対象とする学科」として普通科）が整備され、教育機会の拡充が図られてきた。

このように、本道の知的障がい特別支援学校高等部は、対象となる生徒の障がいの程度に応じた学科配置により、生徒の受入体制が整備されてきた。

設置年度	対象とする 知的障がいの程度	学科	設置形態	道立学校数（平成26年度）
昭和40年度～ 平成2年度	軽 い	職業学科	高等部単独設置	
平成3年度～	比較的軽い	職業学科	高等部単独設置	18校（分校を含む）
	比較的重い			上記18校のうち15校
平成10年度～	重 い	普通科	小・中学部に併置 （夕張高等養護は単置）	22校

(2) 高等部整備の基本的な考え方

道教委では、平成25年3月に「特別支援教育に関する基本方針（改定版）」を策定し、その中で、高等部の配置に関しては、できるだけ身近な地域において、教育を受けることができる機会を確保すること、高校や小・中学校の空き校舎・空き教室など既存施設を活用した分校又は分教室の配置を含め、受入体制の整備を図ることなどを基本的な考え方とし、高等部の整備を進めている。

特別支援教育に関する基本方針（改定版）

基本的な考え方

- 障がいのある幼児児童生徒が、能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を推進します。
- できる限り身近な地域において、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる体制を整備し、心豊かに、たくましく育つようきめ細かな教育を推進します。

特別支援学校の配置に関する考え方

- 学校配置に当たっては、できるだけ身近な地域において、障がいの種別などに応じた専門的な教育を受ける機会を確保するという観点に立ち、児童生徒等の障がいの状況や、本人・保護者のニーズを把握しながら、必要な受入体制の整備に努めます。
- 進学希望者が増加傾向にある職業学科を設置する特別支援学校について、できるだけ身近な地域において教育を受ける機会を確保できるよう、高校や小・中学校の空き校舎・空き教室など既存施設を活用した分校又は分教室の設置を含め、受入体制の整備を図ります。

(3) 本道の知的障がい特別支援学校高等部の現状と課題

① 現状（募集人員と受検者数）

道教委では、知的障がい特別支援学校高等部への進学希望者が増加している状況に対応するため、

中学校特別支援学級や特別支援学校中学部の在籍者数、前年度までの出願状況等から推計し、必要となる職業学科及び普通科の学級及び募集人員を設定し受入体制を整備してきている。

学 校 種 別		H24	H25	H26
職業学科	受検者数	678	715	787
	募集人員	688	728	776
普通科	受検者数	269	277	263
	募集人員	390	437	467
合計	受検者数	947	992	1,050
	募集人員	1,078	1,165	1,243

② 課題

道教委では、身近な地域で専門的な教育を受けることを希望する生徒やその保護者のニーズに対応するため、平成21年度入学者選考から、職業学科を設置する知的障がい特別支援学校高等部において、比較的軽い学科と比較的重い学科を「併せて希望する」ことができるようにするなどの改善を図ってきた。

一方で、「比較的軽い学科」で学ぶことが適当であると考えられる生徒が「比較的重い学科」に出願したり、入学者選考の第1次募集で合格とならなかった生徒が、学科の区分にかかわらず、第2次募集を実施する学科に出願したりすることなどにより、①本来希望している学科に進学することができない。②遠方の学校に進学しなければならない。③同一の職業学科に障がいの程度の軽い生徒と重い生徒が在籍する現状において、障がいの程度で区分する教育課程の下では、生徒一人一人の障がいの状態に対応した指導形態や指導方法を取ることが難しいなどの課題が生じている。

また、「比較的軽い学科」と「比較的重い学科」のそれぞれの学科が対象とする障がいの程度の基準が明確ではないため、④同じ障がいの程度を対象とする学科であっても生徒の障がいの程度が、学校間で大きく異なっているなどの状況も生じている。

2 障がい者の権利等に係る動向について

「障害者の権利に関する条約」に関して、日本では、平成26年1月20日に批准書を国際連合事務総長に寄託し、2月19日に効力が発生している。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利実現のための措置等について定められている。この条約の締結に向けた国内法の整備の一環として、平成23年8月には「障害者基本法」が改正され、さらに、平成25年6月には、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定された（平成28年4月1日施行）。

これらの国の動向や共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、本道の特別支援教育を着実に推進することが重要であり、出願する学科を本人の知的障がいの程度に応じて区分している学科設置の考え方を改めることが必要である。

3 知的障がい特別支援学校高等部の今後の在り方について

今後の知的障がい特別支援学校高等部は、特別支援教育に関する基本方針（改定版）の基本的な考え方である「できる限り身近な地域において」、「一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育」が促進されるよう整備を進めていくことが重要である。その際、障がい者の権利に関する社会的な背景を踏まえ、出願する学科が障がいの程度による区分とならないよう、学科構成や入学者選考の在り方について改善することが必要である。

(1) 学校の配置に係る基本的な考え方

① 圏域内の高等部に進学できる環境の整備

圏域内（道央、道南、道北、オホーツク、十勝及び釧根）で等しく高等部における教育を受けることができるよう、今後も体制の整備を進めることが必要である。

② 教育的ニーズに応じて専門的な教育を受ることができる高等部の整備

生徒やその保護者が障がいの程度により学科を選択するのではなく、将来の進路希望等に応じて、教育課程の特色や学ぶ内容によって学校を選択することができるよう受入体制を整備する必要がある。

(2) 新しい形の高等部の在り方

① 職業学科と普通科の在り方

職業学科

職業学科は、各学科に設定した専門教科を中心に学ぶことで、卒業後の職業自立（就職）に必要な専門的な知識や技能を習得することができる学科とする。そのため、産業現場等における実習を多く設定するなど、職業生活に必要な力を育成するための教育をさらに充実させることが必要である。

普通科

普通科は、幅広く知識や技能を学ぶことで、卒業後の自立（職業自立、社会自立）に必要な知識や技能を習得することができる学科とし、多様な教育的ニーズ（進路希望）に応じた教育を展開する必要があるため、進路希望に応じたコース制や教育課程の類型化を図るなどして、魅力ある普通科を創造することが必要である。

教育課程の特色及び卒業後の進路（例）

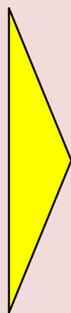
学 科	主な教育課程の特色	主な卒業後の進路
職業学科	<ul style="list-style-type: none"> ○専門教科を中心とした教育課程 ○産業現場等における実習 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業等への就職 ○就労移行支援事業所の利用 ○就労継続支援A型事業所への就職
普通科 I 型	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教科別の指導</u>を中心とした教育課程 ・教科別の指導（知的障がい特別支援学校の各教科「国語、数学、理科…」）による幅広い知識や技能の習得 ○就業体験、ボランティア活動、社会体験活動等の体験的な学習の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門学校等への進学 ○企業等への就職 ○就労移行支援事業所の利用
普通科 II 型	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>各教科等を合わせた指導</u>を中心とした教育課程 ・各教科等を合わせた指導（生活単元学習、作業学習）による実践的な学習 ○進路希望に応じたコース制や教育課程の類型化 ・2学年次より進路希望に応じて設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の福祉サービス利用 ○就労移行支援事業所の利用 ○就労継続支援A型事業所への就職 ○企業等への就職

② 学科の配置の在り方

現在ある知的障がい特別支援学校高等部の学科は、6 圏域それぞれの地域や学校の状況に応じて、職業学科、普通科 I 型及び普通科 II 型を適切に組み合わせて設置し、生徒やその保護者が圏域内で進学したい学校を等しく選択できるよう配置することが必要である。

新しい形の高等部 学科の配置のイメージ

現在の高等部
高等養護学校（職業学科）
養護学校高等部（普通科）



新しい形の高等部
職業学科
普通科 I 型
普通科 II 型

地域や学校の状況に応じて、左記の学科を組み合わせて配置する。

(3) 入学者選考の在り方

① 出願が可能な学校の検討

出願したい学校の選択を圏域内で保障する観点から、居住する圏域内の学校への出願を原則とすることが必要である。

② 出願の手続の検討

新しい形の高等部の学科の創設を踏まえて、出願時の個人調査書に出願理由や将来の進路希望等を記載することができる書式への改正など、出願の手続の見直しを検討する必要がある。

③ 障がいの程度による学科区分の廃止

職業学科の比較的軽い学科・比較的重い学科の区分を先行して廃止し、最終的には障がいの程度による学科区分から、学ぶ内容で選択できる学科区分とする必要がある。

4 新しい形の高等部への移行について

- 障がい者の権利に関する社会的背景を踏まえ、障がいの程度によって進学する高等部の学科が定められている制度は、早期に改善する必要がある。
- 大きな制度変更となることから、本人・保護者が混乱しないよう十分な周知期間を設け、段階的な改善となるよう配慮する必要がある。
- 5年程度の準備期間を設定し、新しい形の高等部に移行するよう取り組む必要がある。

今後検討が必要な事項

(1) 設置学科（職業学科、普通科Ⅰ型、普通科Ⅱ型）と教育課程に関すること

- ①圏域毎の学科（職業学科、普通科Ⅰ型、普通科Ⅱ型）の配置
- ②各学校における教育課程の編成
 - ・普通科におけるコース制の導入
 - ・職業学科における産業現場における実習等の充実

(2) 入学者選考に関すること

- ①原則出願できる圏域の設定
- ②選考検査の内容や選考方法
- ③出願要件、個人調査書など出願手続きに関すること

Ⅱ 視覚障がい

1 本道の視覚障がい特別支援学校高等部について

(1) 高等部の概要

本道の視覚障がい特別支援学校高等部については、昭和27年度に北海道庁立盲学校小・中学部に併置する高等部として本科理療科、昭和29年度に専攻科理療科が設置され、昭和49年度には、高等部を分離し、高等部単置校である高等盲学校が開校した。

このような中、幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育を行うとともに、関係機関との連携により、視覚障がい教育の専門性の維持・向上を図るため、平成27年4月に札幌盲学校と高等盲学校が統合し、本道の視覚障がい教育の中心となる学校が設置される。

設置形態	学科		設置学校数(道立)	備考
小・中学部併置	本科(普通科)	普通学級	1校	平成27年3月「高等盲学校」を廃止し、平成27年4月「札幌視覚支援学校」を設置
		重複障害学級		
	専攻科	理療科		
		保健理療科		

(2) 現状(募集人員と受検者数)

道教委では、特別支援学校中学部の在籍者数や教育相談件数から推計し、必要となる本科及び専攻科の募集人員を設定し、受入体制を整備してきている。近年は、入学者が減少傾向にある。

高等部普通科の卒業生については、生徒の障がいの重度・重複化に伴い、専攻科への進学者が減少し、卒業後に福祉サービスを利用する者が増加している。専攻科の卒業生は、理療業を中心に就労しているほか、毎年1、2名が進学している。

学 校 種 別			H24	H25	H26
本科 (普通科)	受検者数	普通学級	5	4	3
		重複障害学級	4	6	2
		計	9	10	5
	募集人員	14	14	14	
専攻科	受検者数	理療科	7	9	10
		保健理療科	2	0	2
		計	9	9	12
	募集人員	24	24	24	
合 計	受検者数	18	19	17	
	募集人員	38	38	38	

(3) 課題

本道の視覚障がい教育の中心として位置付けられた学校として、幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育や多様な生徒の進路希望に対応することのできる教育を一層充実することが求められている。また、本校以外の学校に在籍する視覚障がいのある幼児児童生徒に指導や支援を行う教職員への支援や専攻科教員や理療従事者の研修への支援に努めることが求められている。

2 視覚障がい特別支援学校高等部の今後の方向性について

基本的な考え方

○ 専門性の高い視覚障がい教育を受けられる高等部

幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育の中で、自立活動の充実や学力の向上を図るなどの「教育機能」をはじめ、小・中学校等の教員に対して、弱視のある幼児児童生徒への指導方法に関する助言や教材・教具に関する情報提供などを行うなどの「支援機能」、さらには、専攻科教員や理療従事者を対象として理療に関する研修を行うなどの「研修機能」を充実するなど、視覚障がい教育のセンター校としての機能の充実を図る必要がある。

Ⅲ 聴覚障がい

1 本道の聴覚障がい特別支援学校高等部について

(1) 高等部の概要

本道の聴覚障がい特別支援学校高等部については、昭和27年度に小・中学部に併置する高等部として、本科に洋裁科及び理容科が設置された。昭和45年度には、全道8校中5校に分散していた高等部を統合し、高等部単置校である高等豊学校が開校し、本科に普通科と職業学科4科が整備された。その後、昭和56年度には専攻科として、歯科技工科が設置されたが、産業動向や入学者の減少等を踏まえ、他の職業学科への改編が行われてきている。

設置形態	学科		設置学校数(道立)	備考
高等部単独設置	本科	普通科(普通学級)	1校	産業動向や生徒ニーズを踏まえた職業学科の改編を実施
		普通科(重複障害学級)		
		クリーニング科		
		産業技術科		
		生活情報科		
	専攻科	情報デザイン科		

(2) 現状(募集人員と受検者数)

道教委では、特別支援学校中学部の在籍者数や教育相談件数から推計し、必要となる本科及び専攻科の募集人員を設定し、受入体制を整備してきている。

近年は、普通科(普通学級)の希望者が多いのに対し、職業学科及び専攻科の希望者は少なくなっており、全体として入学者が減少傾向にある。

普通科(重複障害学級)卒業生は、卒業後に福祉サービスを利用する者が増加している。

学校種別		H24	H25	H26	
本科	受検者数	普通科(普通学級)	11	6	5
		普通科(重複障害学級)	1	1	1
		クリーニング科	1	0	3
		産業技術科	3	9	2
		生活情報科	3	3	2
		計	19	19	13
募集人員		43	35	35	
専攻科	受検者数	情報デザイン科	6	2	4
	募集人員		8	8	8
合計	受検者数		25	21	17
	募集人員		51	43	43

(3) 課題

本科においては、卒業後の大学等への進学を目指し、普通科(普通学級)を選択する生徒の割合が高くなっていることから、進路希望の実現に必要な学力を向上させる取組を充実することが求められている。

職業学科及び専攻科においては、身に付けた専門的な技能を活かした就労が難しい状況となっており、産業動向の変化に対応するとともに、企業が求める資質や能力を身に付けさせる取組を充実することが求められている。

2 聴覚障がい特別支援学校高等部の今後の方向性について

基本的な考え方

○ 生徒の実態や希望に即した進路の実現

本科普通科においては、生徒一人一人の進路希望の実現を目指し、生徒の学力の向上を図るための取組を充実させる必要がある。

職業学科及び専攻科においては、企業の求める高い技術力やコミュニケーション能力等を有する人材をより一層育成する取組を充実させる必要がある。

IV 肢体不自由

1 本道の肢体不自由特別支援学校高等部について

(1) 高等部の概要

本道の肢体不自由特別支援学校高等部については、昭和39年度に真駒内養護学校の小・中学部に併置する高等部職業学科が設置された。その後、昭和56年度に同校高等部職業学科を分離し、高等部単置校として岩見沢高等養護学校が開校され、平成4年度には、新たに真駒内養護学校に高等部普通科が併置された。現在は、小・中学部に併置する高等部として、真駒内、手稲、拓北、函館、旭川、網走及び白糠の養護学校7校に高等部が設置され、高等部単置校の岩見沢高等養護学校を加え、全道8校に高等部が整備されている。また、整備に当たっては、小・中学部併置校に重複障害学級、高等部単置校に普通学級が設置され、対象とする障がいの程度に応じた高等部の配置が進められている。

設置形態	学科		設置学校数(道立)	備考
高等部単独設置	本科	普通科(普通学級)	1校	生徒の障がいの状態が多様化の傾向にある。
		工業科		
		生活科学科		
		商業科		
小・中学部併置		普通科(重複障害学級)	7校	施設併設3校:手稲、旭川、白糠

(2) 現状(募集人員と受検者数)

道教委では、特別支援学校中学部の在籍者数や教育相談件数から推計し、必要となる普通科の募集人員を設定し、受入体制を整備してきている。また、近年は、入学者が増加傾向にある。

小・中学部併置校の普通科では、生徒の重度・重複化、多様化の傾向が進み、「当該学年より下学年・下学部の教科書を使用して学習を行う生徒」から「自立活動を中心とした教育を行う生徒」までの生徒が在籍している。高等部単置校では、高校に準じた教育課程を編成し、中学校段階の学習内容の習得状況に応じた教育内容や評価方法の工夫が行われている。

卒業生の進路は、小・中学部併置校では福祉施設等の利用が中心であるが、高等部単置校では、企業への就労や大学進学者が毎年数名いる状況である。

学校種別			H24	H25	H26
高等部単置	職業学科	受検者数	8	17	14
		募集人員	16	16	24
	普通科(普通学級)	受検者数	8	6	12
		募集人員	24	16	16
小・中学部併設		受検者数	49	49	67
普通科(重複障害学級)		募集人員	81	69	93
合計		受検者数	65	72	93
		募集人員	121	101	133

(3) 課題

小・中学部併置校の普通科では、障がいの重度・重複の状態にある生徒の教育が中心となっているが、高校に準じた教育を行う生徒に対応できる体制を整備していくことが求められている。高等部単置校においては、障がいの重度・重複化している生徒が増加しており、個々の生徒の障がいの程度等に応じた指導を充実することが求められている。

2 肢体不自由特別支援学校高等部の今後の方向性について

基本的な考え方

○ 障がいの状態に応じた教育課程の充実

小・中学部併置校の普通科では、障がいの重度・重複化、多様化に応じた教育課程の充実を図るとともに、対象生徒の在籍の有無にかかわらず高校に準じた教育課程についても整備する必要がある。また、高等部単置校では、引き続き大学等の進学を希望する生徒への指導の充実を図るとともに、障がいの重度・重複化へ対応した指導体制を確立する必要がある。

1 本道の病弱特別支援学校高等部について

(1) 高等部の概要

本道の病弱特別支援学校高等部については、昭和52年度に八雲養護学校小・中学部に併置する高等部として設置された。また、同校は、昭和52年度に重複障害学級が設置され、筋ジストロフィー症の生徒や慢性疾患のある生徒の受入体制が整備されている。

設置形態	学科		設置学校数(道立)	備考
小・中学部併置	本科	普通科(普通学級)	1校	八雲病院に併設
		普通科(重複障害学級)		

(2) 現状(募集人員と受検者数)

道教委では、特別支援学校中学部の在籍者数や教育相談件数から推計し、必要となる普通科の募集人員を設定し、受入体制を整備している。また、出願資格を八雲病院に入院している者としており、筋ジストロフィー症の生徒や慢性疾患のある生徒が在籍している。近年は入学者が減少傾向にある。

学校種別		H24	H25	H26
本科 (普通科)	受検者数			
	普通学級	1	1	3
	重複障害学級	1	2	2
募集人員		11	11	11

卒業生の進路は、近年の医学の進歩により、入院療養だけでなく、進学や就労する者がいる状況となってきている。

(3) 課題

本校においては、障がいの状態に対応したきめ細かな教育が行われてきているが、より一層生徒の進路希望に応じた指導を充実することが求められている。

八雲病院以外の医療機関に入院している生徒についての指導や支援を充実することが求められている。

2 病弱特別支援学校高等部の今後の方向性について

基本的な考え方

○ 高等部の教育機会の充実

高等部においては、生徒の障がいや病気の状態等に応じて、ベッドサイドでの学習やICTを活用した指導など多様な学習形態を工夫した指導や、進路希望や障がいの特性に応じて学力の向上や情報活用能力などを高める指導を充実する必要がある。また、八雲病院以外の医療機関に入院している生徒に対しては、教育の機会を適切に確保するため、訪問による指導をはじめ、通信による教育や遠隔授業などによる指導体制の工夫が必要である。

おわりに

本検討会議は、道立特別支援学校高等部の今後の在り方について、検討を進めてまいりましたが、本報告はその結果をまとめたものです。

道教委においては、本報告書の趣旨を十分に踏まえるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための理念に基づいた教育推進の観点から、今後の施策を展開するなどして、本道の後期中等教育における特別支援教育の一層の充実が図られることを願っております。

また、特別支援学校高等部における教育の充実を図るためには、義務教育段階から、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるなどしてキャリア教育を充実させ、高等部進学に当たって、本人・保護者が適切な進路選択ができるよう取り組むことも重要であると考えます。

最後に、本道の特別支援教育が、教育関係者はもとより、医療・福祉・労働等の関係者や保護者など、多くの方々の理解と協力が得られ、本道の特別支援教育が一層充実することを切に望むものであります。

委員名簿

平成 25 年度

所 属	職 名	氏 名
北海道旭川盲学校	校 長	石川 大
北海道旭川聾学校	校 長	熊切 照雄
北海道札幌養護学校	校 長	梅原 孝夫
北海道真駒内養護学校	校 長	福井 一之
札幌市立山の手養護学校	校 長	佐々木雅男
北海道札幌高等養護学校	校 長	松野 毅彦
札幌市立宮の丘中学校	校 長	齋藤 弘一
北海道特別支援学校 P T A 連合会	会 長	小林 博昭
北海道手をつなぐ育成会	会 長	奈須野 益
コープさっぽろ（ソシア店）	副店長	小濱 貴洋
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	課 長	上田 尚弘
北海道経済部労働局雇用労政課就業支援担当	課 長	多田 聡史
北海道立特別支援教育センター	所 長	藤根 収
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課	課 長	佐藤 和彦

平成 26 年度

所 属	職 名	氏 名
北海道高等盲学校	校 長	石川 大
北海道旭川聾学校	校 長	熊切 照雄
北海道札幌養護学校	校 長	松野 毅彦
北海道拓北養護学校	校 長	児玉 稔
北海道函館五稜郭支援学校	校 長	赤松 拓
北海道札幌高等養護学校	校 長	磯貝 隆之
札幌市立澄川中学校	校 長	加藤 一郎
北海道特別支援学校 P T A 連合会	会 長	小林 博昭
北海道手をつなぐ育成会	会 長	奈須野 益
コープさっぽろ（野幌店）	店 長	小濱 貴洋
札幌市教育委員会学校教育部	課 長	井口 誠一
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	課 長	湯谷 隆博
北海道経済部労働局雇用労政課就業支援担当	課 長	足助 哲
北海道立特別支援教育センター	所 長	木村 宣孝
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課	課 長	佐藤 和彦

道立特別支援学校高等部の在り方検討会議設置要綱

(平成 25 年 10 月 9 日 特別支援教育課長決定)

(平成 26 年 5 月 14 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 道立特別支援学校高等部において、生徒の障がいの程度や状態等に応じた学科への進学やそれぞれの学科の目的に沿った教育活動が展開できるようにする観点から、学科の見直しを始め、教育課程や入学者選考などの在り方を検討する、道立特別支援学校高等部の在り方に係る検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、特別支援学校高等部の在り方に関して、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 学科の在り方に関する事
- (2) 教育課程の在り方に関する事
- (3) 入学者選考の在り方に関する事
- (4) その他関連する事項

(組織)

第 3 条 検討会議は、北海道特別支援学校長会（6 名）、北海道特別支援学級設置学校長協会、特別支援学校 P T A 連合会、保護者団体、事業所関係、関係部局、教育研究機関の長などで組織する（別表 1）。
なお、必要に応じてその他の関係者を招集する。

(会議)

第 4 条 検討会議は、特別支援教育課長が招集し、及び主宰する。

(ワーキンググループの設置)

第 5 条 検討会議にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、障害種ごとに北海道特別支援学校長会（事務局長もしくは校長会推薦者）、道立特別支援教育センター室長などにより組織し（別表 2）、検討会議において検討する事項に関する事前の調査、協議、とりまとめなどを行う。
- 3 ワーキンググループは、教育庁学校教育局特別支援教育課主幹が招集し、及び主宰する。

(庶務)

第 6 条 検討会議の庶務は、教育庁学校教育局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育庁学校教育局特別支援教育課長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 1 (第 3 条)

道立特別支援学校高等部の在り方検討会議	
(北海道特別支援学校長会)	各障害種の会長および事務局長
(北海道特別支援学級設置学校長協会)	設置学校長協会会長 (中)
(特別支援学校 P T A 連合会)	特別支援学校 P T A 連合会会長
(保護者団体)	北海道手をつなぐ育成会会長
(関係部局)	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長
	経済部労働局雇用労政課就業支援担当課長
	札幌市教育委員会学校教育部教育推進課長
	コープさっぽろ
(事業所関係)	道立特別支援教育センター所長
(教育研究機関)	課長
(教育庁学校教育局特別支援教育課)	

別表 2 (第 5 条第 2 項)

ワーキンググループ (WG)	
【障害種 WG の構成員】	
(北海道特別支援学校長会)	(各障害種) 事務局長もしくは校長会推薦者
	※「知的障がいWG」のみ、会長、副会長 (2) 事務局長
(教育研究機関)	道立特別支援教育センター室長等
(学校教育局特別支援教育課)	主査等
【知的障がいWG のみの構成員】	
(保護者団体)	北海道手をつなぐ育成会会長 (知的障がいWG のみ)